

健企第1506号
平成29年12月20日

一般社団法人山形県医師会長
一般社団法人山形県歯科医師会長
一般社団法人山形県薬剤師会長
公益社団法人山形県看護協会会長
一般社団法人山形県医薬品登録販売者協会会長
山形県病院薬剤師会長 殿
山形県薬事工業協会会長
山形県医薬品卸業協会会長
山形県医薬品配置協議会長
日本チェーンドラッグストア協会山形県支部長

山形県健康福祉部健康福祉企画課長
(公 印 省 略)

平成30年「はたちの献血」キャンペーンの実施について

血液事業の推進につきましては、日頃格別の御尽力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、厚生労働省医薬・生活衛生局長から別添のとおり通知がありましたので、冬期間の血液確保が図られるよう献血推進に御協力をお願いいたします。

また、ポスターを送付いたしますので、掲示くださるよう併せてお願いいたします。

担 当	山形県健康福祉部健康福祉企画課 薬務・感染症対策室
担当者	恵山歩美
電話番号	023-630-2662



薬生発 1107 第 2 号
平成 29 年 11 月 7 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

平成 30 年「はたちの献血」キャンペーンの実施について

献血の推進につきましては、平素より格別の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 30 年においても、厚生労働省、都道府県及び日本赤十字社の共同主催により、献血者が減少しがちな冬期において安全な血液製剤の安定供給を確保するため、新たに成人式を迎える「はたち」の若者を中心として広く国民各層に献血に関する理解と協力を求めるとともに、国民一人一人に献血の重要性を普及啓発し、献血運動を全国で盛り上げることを目的とした「はたちの献血」キャンペーン（平成 30 年 1 月 1 日から 2 月 28 日までの 2 か月間）を実施することといたします。

貴都道府県におかれては、日本赤十字社都道府県支部と連携し、積極的なキャンペーン活動を展開するとともに、貴管内機関及び関係団体に対しましても、積極的に周知いただきますよう、お願い申し上げます。



【連絡先】

厚生労働省医薬・生活衛生局
血液対策課献血推進係 水野
〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
電 話：03-3595-2395（直通）
F A X：03-3507-9064
メール：mizuno-haruka@mhlw.go.jp

平成 30 年「はたちの献血」キャンペーン実施要綱

1 目 的

献血者が減少しがちな冬期において安全な血液製剤の安定供給を確保するため、新たに成人式を迎える「はたち」の若者を中心として広く国民各層に献血に関する理解と協力を求めるとともに、国民一人一人に献血の重要性を普及啓発し、献血運動を全国で盛り上げることを目的とする。

2 期 間

平成 30 年 1 月 1 日（月）から平成 30 年 2 月 28 日（水）までの 2 か月間

3 キャッチフレーズ

「 誰かじゃない 自分が動く はたちの献血 」

4 実施機関（予定）

- (1) 主催 厚生労働省、都道府県、日本赤十字社
- (2) 後援 一般社団法人 日本民間放送連盟
一般社団法人 日本民営鉄道協会
一般社団法人 日本コミュニティ放送協会

5 実施事項

(1) 厚生労働省及び日本赤十字社における実施事項

ア 各種広報手段の活用

厚生労働省及び日本赤十字社は、本キャンペーンの実施に当たり、十分に連携しながら、各種広報手段を十分活用すること。

イ ポスターの配布等

厚生労働省及び日本赤十字社は、本キャンペーン用ポスターその他の印刷物を作成し、都道府県、日本赤十字社都道府県支部等に配布すること。併せて、献血推進のためのキャラクター「けんけつちゃん」を若年層向けの啓発活動に効果的に活用すること。

ウ 若年層の献血者対策の推進

厚生労働省及び日本赤十字社は、十分に連携しながら、若年層への献血の推進及び将来の献血者に対する普及啓発を図ること。

エ 複数回献血の推進

日本赤十字社は、厚生労働省と十分に連携しながら、複数回献血者の組織化及びサービス向上を図ること。

(2) 都道府県等における実施事項

ア キャンペーン計画の策定

都道府県及び日本赤十字社都道府県支部は、十分に連携しながら、都道府県献血推進協議会、管内市町村及び各種献血推進団体の協力の下に、それぞれの地域の実情に即したキャンペーン計画を策定した上で本キャンペーンを実施すること。

イ 各種広報手段の活用

都道府県及び日本赤十字社都道府県支部は、本キャンペーンの実施に当たり、十分に連携しながら、各種広報手段を十分活用すること。

ウ ポスターの掲示等

都道府県及び日本赤十字社都道府県支部は、厚生労働省及び日本赤十字社から配布されるキャンペーン用ポスター等の掲示を行うとともに、企業、学校、病院、駅、各種団体、地域組織等にこれらを公衆の目につきやすい場所に掲示するよう依頼するなど、効果的な啓発活動に取り組むこと。

エ 若年層の献血者対策の推進

都道府県及び日本赤十字社都道府県支部は、若年者献血ボランティア組織、青少年のボランティア組織等との組織的な連携を構築し、若年層への献血の推進及び将来の献血者に対する普及啓発を図ること。

オ 複数回献血の推進

日本赤十字社都道府県支部は、複数回献血者を確保するためのクラブにおいて、情報誌の配布、健康相談の実施等、サービスの提供を行うよう努めること。

都道府県は当該クラブの運営に協力すること。